

既存ダムの洪水調節機能の強化（事前放流）の概要

令和元年台風19号など近年発生した大規模な水害を踏まえて、既存ダムの洪水調節機能の強化を図るため、政府は、令和元年11月に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」を設置しました。

検討会議においては、令和元年12月12日に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が策定され、既存ダムの利水容量の一部を洪水調節に活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、事前放流を実施することとされています。

国管理の一級水系については、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度から、緊要性等に応じて順次実行していくこととされています。

【概要】

- 洪水が予測された際に、既存ダムの利水容量（かんがい，発電，上水道等）を事前に放流し，洪水調節に活用。
- 事前放流の実施にあたっては，河川管理者，ダム管理者及び関係利水者との間において，事前放流の実施方針等を定めた治水協定を締結。

